

# 【K-010C号】 加入者被保険者種別変更届(第3号被保険者用) 記入要領

身元確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)のご提示をお願いします。  
届出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。

1 基礎年金番号		フリガナ <b>ネンキン イチロウ</b>		生年月日		性別										
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	届出者氏名 <b>年金 一郎</b>		5:昭和 7:平成	年	月	日	1:男 2:女
住所		フリガナ <b>トウキョウト マルマルク シカクサンカク 1-2-3</b>		2 連絡先電話番号 ( <b>1 2 - 3 4 5 6 - 7 8 9 0</b> )												
		<b>東京</b> 都道府県		●● 市区町村		<b>□△ 1-2-3</b>										
3 被保険者種別		変更年月日		4												
<input type="checkbox"/> 第1号被保険者から第3号被保険者になった <input checked="" type="checkbox"/> 第2号被保険者から第3号被保険者になった <input type="checkbox"/> 任意加入被保険者から第3号被保険者になった		7:平成 9:令和		<b>0 1 1 0 3 1</b>												
5 掛金額区分		6		7												
<input checked="" type="radio"/> 掛金を毎月定額で納付します <small>※どちらかに○をつけてください</small>		毎月の掛金額		<b>2 3 0 0 0</b>												
<input type="radio"/> 納付月と金額を指定して納付します <small>(「加入者月別掛金額登録・変更届(K-030)」を添付してください)</small>																
7 従前の掛金納付方法 <small>(第2号被保険者から第3号被保険者になった方のみ)</small>		<input checked="" type="radio"/> ①: 事業主払込 <input type="radio"/> ②: 個人払込														

- 基礎年金番号**
  - 年金手帳または基礎年金番号通知書を参照の上、基礎年金番号を記入してください。
  - 基礎年金番号が不明な場合は、日本年金機構にご確認ください。
  - 「00」から始まる番号は基礎年金番号ではありません。
- 連絡先電話番号**
  - 日中に問合わせができる電話番号を記入してください。(携帯電話の電話番号も可能です。)
- 被保険者種別**
  - 該当する被保険者種別の変更内容を選択してください。
  - 該当する□にレ点を記入してください。
- 変更年月日**
  - 被保険者種別の変更年月日を記入してください。
- 掛金額区分**
  - 掛金の納付は「0：掛金を毎月定額で納付します」または「1：納付月と金額を指定して納付します」のいずれかを選択し、該当する数字に○印を付けてください。
  - 「1：納付月と金額を指定して納付します」とは、指定した納付月のみ掛金を納付する方法、または毎月異なる掛金額を納付する方法を指します。
  - 「1：納付月と金額を指定して納付します」を選択する場合は、「加入者月別掛金額登録・変更届(K-030号)」をあわせて提出してください。
- 毎月の掛金額**
  - 掛金額区分で「0：掛金を毎月定額で納付します」を選択する場合のみ記入してください。
  - 毎月の掛金額は5,000円～23,000円まで指定できます。
  - 掛金額は1,000円単位で指定してください。
  - 掛金額を変更しない場合は、現在の掛金額を記入してください。
- 従前の掛金納付方法(第2号被保険者から第3号被保険者になった方のみ)**
  - 該当する番号に○印を付けてください。
  - 「1：事業主払込」を選んだ方は、「加入者掛金引落機関連変更届(K-006号)」をあわせて提出してください。
  - 現在の掛金納付方法が個人払込の場合は、現在使用している個人口座を引き続き、利用することができます。

## ＜注意事項＞

- この届書は、第1号被保険者、第2号被保険者、任意加入被保険者から、第3号被保険者に変更となった場合に届け出る書類です。
- 太枠内のすべての項目について、ボールペンではっきり、分かり易く記入してください。(選択肢は、数字の場合は○印を、□の場合はレ点を記入してください。)
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
- 原則として毎月の掛金額の変更は1/26引落(前年12月分)～12/26引落(11月分)に1回のみ可能ですが、種別変更に伴う額変更は年1回の額変更を含めません。そのため、既に同年内に額変更を行っている場合も、種別変更に伴う額変更であれば、申請可能です。
- 種別変更と同時に氏名または住所を変更する場合は「加入者等氏名・住所変更届(K-005号)」をあわせて提出してください。
- 記入内容に不備があった場合は手続が遅延することがあります。
- 変更完了をお知らせする通知はありません。

## ＜被保険者種別の変更時期について＞

原則、毎月10日(休業日の場合は翌営業日)までに当社に書類が到着した場合は翌月から、11日以降に到着した場合は、翌々月から変更となります。

## ＜掛金額の変更時期について＞

- ◆**毎月定額で掛金を納付する方**  
原則、毎月10日(休業日の場合は翌営業日)までに当社に書類が到着した場合は翌月から、11日以降に到着した場合は翌々月から、変更となります。
- ◆**納付月と金額を指定して掛金を納付する方**  
ご提出月(当社受付月)の翌々月から掛金額が変更となります。

※**注意事項**  
11日以降に当社で受付となったものであっても、国民年金基金連合会の処理状況によって、変更時期が受付月の翌月になる可能性がありますので、ご了承ください。(納付月と金額を指定して掛金を納付する場合を除く。)  
また、ご提出いただいた書類に記入もれや記入誤り等の不備があると変更が遅れる場合があります。

## ＜加入者月別掛金額登録・変更届のご提出について＞

現在登録されている掛金額区分と変更後の掛金額区分によって、ご提出の要否が変わってまいります。下表をご確認いただき、ご対応をお願いいたします。  
なお、下表で加入者月別掛金額登録・変更届が必要となっているにもかかわらず、同封されていない場合は、コールセンターまでお問い合わせください。

		変更後	
		毎月定額	納付月と金額を指定
変更前	毎月定額	不要	必要
	納付月と金額を指定	必要	必要